令和6年6月14日
神奈川県剣道連盟

神奈川県称号審査会・受審者講習会の開催について

1 剣道（称号審査）関係

・ 神奈川県称号審査会・受審者講習会の開催について

・称号 県審査受審要領

・剣道錬士・教士称号審査会 受審申告書　（県剣連会長宛）

・錬士 受審申請書(本人用)　（全剣連提出用）

・錬士 受審申請書(本人用) 特例錬士用　〃

・錬士 候補者推薦書　特例錬士用　〃

※ 特例錬士を受審される方は、資格等の事前審査を行い申込支部にご連絡いたします。

・教士 受審申請書(本人用)　（全剣連提出用）

2 日　程　締め切り日等

区 分	開催日時	場　所	＜県剣連締切日＞
神奈川県称号審査会	9月14日（土） 9:00 ～ 12:00	神奈川県立武道館	8月9日(金) 事務局必着の事
受審者講習会(座学)	9月14日（土） 13:00 ～ 15:00		

＜全剣連＞ 小論文提出	＊課題 錬士 「剣道指導の心構え」　400字以上800字以内 教士 「剣道指導者としてのあり方」 800字以上1,200字以内

以 上

令和6年6月14日
神奈川県剣道連盟

剣道・居合道・杖道　称号審査 受審者講習会（座学）の開催について

掲記の件につきまして、全剣連の称号審査で当県よりの受審者が不合格となるケースがあり、剣道連盟では全員合格を目標に受審者全員（一部除く）に講習会出席を制度化しました。

従いまして　＜神奈川県剣道称号審査会受審者＞は、講習会出席が必須(一部除く)となりますので、申し込みは不要です。

尚、受審予定者以外で講習会を受講されたい方、＜居合道部＞＜杖道部＞で受講される方は、下記用紙でお申し込みの上、講習会当日会場で受講料をお支払い下さい。

記

1. 開催日時　：　令和6年9月14日（土）
2. 開催場所　：　県立武道館　剣道場
3. 担当講師　：　教士八段　田島東海男　先生
4. 講習内容　　提出論文の書き方、まとめ方
5. 受講料　：　1,000円　9月14日（土 ）講習会当日　会場にて納入して下さい。
6. 申込締切：　令和6年8月9日（金）　剣道連盟事務局必着の事

――――――――――――――――――――― きりとり ―――――――――――――――――――――

神奈川県剣道連盟　事務局　宛　＜FAX　045－321－6176＞

受講者　：　なし

受講者が居ない場合も必ず連絡して下さい

受講申し込み書				
	1		才	男　・　女
	2		才	男　・　女
	3		才	男　・　女
	4		才	男　・　女
	5		才	男　・　女

支部

担当者:

電　話：

FAX　：

受講料　1,000円／人　：　　円

以　上

神奈川県剣道連盟　各支部殿

令 和 6 年 6 月 14 日
神 奈 川 県 剣 道 連 盟

神奈川県称号審査会(剣道：錬士・教士)受審要項

1.　県 称 号 審 査 会　：令和　6 年9 月 14 日(土)　9:00 集合(厳守)神奈川県立武道館
　　称号審査講習会　　〃　　13:00 開始予定　　〃
　　(受審者の人数により終了時間が変更になる場合もあります)

2.　　：添付の「受審要項」を参照して下さい。

3.　申 し 込 み 締 切　：令和6年8 月9日(金)　剣道連盟事務局必着（受審料は所定の口座にお振込下さい）

4.　提 出 書 類 等

項	内 容	以下の書類に自筆で記入し、所属支部剣連に申し込む	錬 士		教 士
			一 般	特例者	
1	受審資格	県剣道錬士・教士称号審査会 受審申請要項を満たしている者	○	○	○
2	提出書類	剣道称号審査会 受審申告書 ・・・・・・・・・・県剣道連盟会長宛	○	○	○
		資格証明資料を添付 ・・・・・・・・・・・・会員証・受講証明 等のコピー	○	○	○
		錬士受審申請書(本人用)・・・・・・・・・・・・・・段位様式第 5 号様式	○		
		特例 錬士受審申請書(本人用)・・・・・・・・・段位様式第 9 号様式		○	
		特例 錬士候補推薦書・・・・・・・・・・・・・・・・・段位様式第 10号様式		○	
		※ 特例 錬士申請者は、資格等の事前審査を行い受審の可否をご本人に連絡いたします。			
		論文提出 9月30日（月） 神奈川県剣道連盟事務局　必着	○	○	○
		教士受審申請書(本人用)・・・・・・・・・・・・・・段位様式第 4 号様式			○
		社会体育指導員認定者(中級・上級)・・・・・認定書のコピー	○	○	○
3	受審料	県審査会審査料 ・・・・・・・・・・・・受審申し込みの際各支部に納入	10,000円		14,000円
		全剣連審査料 ・・・・・・・当日＜県審査会合格者＞は納入	7,000円		10,000円
4	装具等	剣道着・袴・剣道具・木刀(大・小)　持参して下さい	○	○	○

5. ＜全剣連＞論文課題　錬士 「剣道指導の心構え」
　　教士 「剣道指導者としてのあり方」

6. 添 付 資 料 ：① 神奈川県剣連資料　錬士・教士 称号審査申請資格・県称号審査受審要項
　　：② 申請書類　　県剣連提出用 ×1種類 ・ 全剣連提出用 ×4種類

※ 申請書類は必ず添付の用紙をコピーして申請して下さい。旧形式の書式やFAXで受信した用紙は使用出来ません。

以 上

令和6年6月14日
神奈川県剣道連盟

神奈川県称号審査会 （剣道　錬士・教士） 要項（一部改定）

＊　受審規程の実施期間は　令和6年9月～令和7年2月　までとする。

錬士号

受審資格

◎ 六段・七段受有者で　取得後 1年 を経過した者
受審日以前2年間に「県剣道連盟」主催以上の講習会に参加し ①～④ の条件を満たしていること
① 日本剣道形　　2回 以上　但し、社会体育指導員（中級・上級）認定者は ＜出席免除＞
② 審判法　　2回 以上
③ 指導法（合同稽古会）　2回 以上
④ 審判経験　　無し

◎ 五段受有者で、五段取得後 10年以上 経過し　年令 60才以上 の者
受審日以前2年間に「県剣道連盟」主催以上の講習会に参加し ①～④ の条件を満たしていること

◎ 六段・七段取得後　1年　を経過した者で、全剣連社会体育指導員資格（中級・上級）認定者は
全剣連の＜小論文提出＞が免除されます。　但し、②～④ の条件を満たしていること

神奈川県 審査会

① 審判実技　：主審1回　・　副審2回　を行う。
② 日本剣道形　：打太刀・仕太刀 両方 を行う。
③ 講習会（座学：全剣連の称号本審査に提出する「小論文」 作成方法について（当日開催）
社会体育指導員資格（中級・上級）認定者を除く全員出席のこと

教士号

受審資格

◎ 錬士七段受有者で、七段取得後2年を経過した者
受審日以前2年間に「県剣道連盟」主催以上の講習会に参加し ①～④ の条件を満たしていること
① 日本剣道形　　2回 以上　但し、社会体育指導員（中級・上級）認定者は ＜出席免除＞
② 審判法　　2回 以上
③ 指導法（合同稽古会）　2回 以上
④ 指導歴を提出　　支部会長の承認が必要

◎ 錬士七段受有者で、七段取得後2年を経過し、全剣連社会体育指導員資格（上級）認定者は
全剣連の「学科試験」が免除されます。　但し、②～④ の条件を満たしていること

神奈川県 審査会

① 審判実技　：主審1回　・　副審2回　を行う。
② 日本剣道形　：形の何本目かを指定し、解説・実施させる。
③ 講習会（座学：全剣連の称号本審査に向けての　学科試験の取り組み方について（当日開催）
社会体育指導員資格（上級）認定者を除く全員出席のこと。

神奈川県剣道連盟
平成13年04月01日改定
平成16年06月24日改定
平成17年12月15日改定
平成20年12月04日改定
平成23年12月01日改定
平成24年04月01日改定
平成26年12月01日改定
平成28年06月09日改定
令和5年2月7日改定

神奈川県称号審査会(剣道　錬士・教士)申請資格 受審要項（一部改定）

＊　受審規程の実施期間は　令和6年9月～令和7年2月　までとする。

＜剣道　錬士・教士　審査受審規程＞

＜ 神 奈 川 県 剣 道 連 盟　審査規程 ＞						＜全剣連＞
称 号	受 審 資 格	受審日以前〔2年間〕に県剣道連盟主催以上の講習会に参加し、剣道手帳に規程回数の受講印のある者　（錬士・教士　共通）				審査規程
		日本剣道形 講習会	審判法 講習会	指導法（合同稽古会）	審判経験　指導歴	
錬 士	六段取得後 1年 を経過した者	2　回以上	2　回以上	2　回以上	無し	論文提出
	＜特 例＞ 五段取得後 10年 を経過　年令 60才以上の者	2　回以上	2　回以上	2　回以上		
	六段 取得後 1年 を経過した者で、 全剣連　社会体育指導員資格(中、上級)認定者	＜ 免　　除 ＞	2　回以上	2　回以上		論文提出 ＜免　除＞
教 士	錬士七段取得者で、七段取得後 2年 を経過した者	2　回以上	2　回以上	2　回以上	「指導歴」 受審申請書類に記入し各支部会長の承認を受ける	学科試験
	錬士七段取得者で、七段取得後 2年 を経過し、 全剣連　社会体育指導員資格認定者	社会体育 中級、上級 ＜免　　除＞	2　回以上	2　回以上		社会体育上級 ＜免　除＞

＜神奈川県称号審査会(剣道　錬士・教士) 審査項目 ・ 講習会＞

区　分	日 本 剣 道 形	審 判 法	講 習 会 (座 学)	
錬　士	(打太刀 ・仕太刀) 両方を行う	(主審 ： 1回) (副審 ： 2回) を行う	全剣連審査に向けての講習を全員受講	社会体育(中・上級)認定者　＜免 除＞
教　士	指定された何本目かを解説しながら行う	(主審 ： 1回) (副審 ： 2回) を行う		社会体育(上級)認定者　＜免 除＞